

# ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

ひとり親世帯を支援するために給付金を支給します。

## ■基本給付 児童扶養手当を受給している ひとり親世帯などの人に給付します。



### 対象

次のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される
- ②公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている（過去に児童扶養手当の申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される人も対象）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている

### 支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 申請方法および 支給時期

- ①申請不要です。8月下旬に児童扶養手当の振込口座に振り込みます。なお、給付金を希望しない人は児童扶養手当現況届に同封の受給拒否届出書を8月14日(金)までに子育て応援課に提出してください。
  - ②③子育て応援課までお越しいただくか、ご連絡ください。該当する人には、直接窓口で手続きしていただきます。申請内容を審査の上、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。
- ※審査は愛知県が行うため、時間がかかります。ご承知おきください。

## ■追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、 収入が減少している人に給付します。



### 対象

基本給付対象者の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

### 支給額

1世帯5万円（第2子以降の加算はありません）

### 申請方法

- (1)基本給付対象者①の人は、児童扶養手当現況届の手続き時に、申請していただきます。
  - (2)基本給付対象者②の人は、基本給付手続き時に、申請していただきます。申請内容を審査し、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。
- ※審査は愛知県が行うため、時間がかかります。ご承知おきください。